
平成20年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成20年9月24日(水)

1. 議事日程第2号

平成20年9月24日(水) 午前10時開議

第1 議案質疑(議案第49号から議案第68号)

第2 決算特別委員会の設置について

追加第3 運動公園・ふれあい広場調査特別委員会の設置について

第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第49号から議案第68号、請願1件)

第5 玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第49号から議案第68号)

日程第2 決算特別委員会の設置について

追加日程第3 運動公園・ふれあい広場調査特別委員会の設置について

日程第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第49号から議案第68号、請願1件)

日程第5 玖珠町選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

出席議員(16名)

1 番	尾 方 嗣 男	2 番	工 藤 重 信
3 番	河 野 博 文	4 番	菅 原 一
5 番	佐 藤 左 俊	6 番	柳井田 英 徳
7 番	松 本 義 臣	8 番	清 藤 一 憲
9 番	江 藤 徳 美	10 番	宿 利 俊 行
11 番	秦 時 雄	12 番	高 田 修 治
13 番	藤 本 勝 美	14 番	日 隈 久美男
15 番	後 藤 勲	16 番	片 山 博 雅

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 芝原哲夫 議事係長 穴井陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤威彦	総務課長 兼自治振興室長	坪井万里
企画財政課長	中川英則	税務課長	梶原政純
福祉保健課長	日隈桂子	住民課長	河島広太郎
建設課長兼 公園整備室長	合原正則	農林課長兼 農業委員会 事務局長	麻生長三郎
商工観光課長	松山照夫	水道課長	佐藤健一
会計管理者兼 会計課長	大蔵喜久男	人権同和啓発 センター所長	吉野多紀江
学校教育課長	宿利博実	社会教育課長 兼中央公民館長	小川敬文
社会教育課参事	森高三	わらべの館館長	帆足一大
行政係長	村木賢二		

午前10時00分開議

○議長（片山博雅君） 報道関係取材のため、写真撮影等についての申入れがありましたので、これを許可しております。

おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

本日は議案質疑となっておりますが、質疑に入る前に、平成19年度玖珠町一般会計並びに各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算監査について、監査委員より監査結果の報告を求めます。

代表監査委員中山キミ子君。

○代表監査委員（中山キミ子君） おはようございます。監査委員の中山でございます。

平成19年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の審査を藤本監査委員さんと実施しましたので、その結果について報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計より報告いたします。

平成19年度玖珠町歳入歳出決算および基金運用状況を示す書類および普通会計財政健全化の審査意見書1ページをお開きください。

審査について

第1 審査の対象

1. 平成19年度玖珠町一般会計歳入歳出決算
2. 平成19年度玖珠町特別会計歳入歳出決算
 - (1) 国民健康保険事業
 - (2) 介護保険事業
 - (3) 簡易水道
 - (4) 住宅新築資金等貸付事業
 - (5) 老人保健
3. 平成19年度各会計歳入歳出事項別明細書
4. 平成19年度各会計実質収支に関する調書
5. 平成19年度財産に関する調書
6. 平成19年度基金の運用状況に関する調書
7. 平成19年度財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成20年7月3日～平成20年7月28日まで

第3 審査の時間

午前9時～午後5時まで

第4 審査の場所

監査事務室及び現地

第5 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び事務報告等の関係書類により、地方自治法及び町条例等の法規に基づいて適正に執行されているか、各課ごとに期日と時間を定め関係課長、参事、係長の出席を求めて収入と支出、事業の説明を聞き、関係証拠書類の提出を求めて審査を行いました。

歳入歳出で指摘事項等が発生した場合には、その都度課長と話し合い改善等の指摘を行ってまいりました。

尚、審査にあたって、多忙な中に監査資料を提供いただいた方々に深く感謝を申し上げます。

第6 決算書の調書並びに提出時期

決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員に対する決算書の送付については、法定の期限に提出されていることを確認しました。

第7 審査の内容

決算審査に当っては、玖珠町監査委員条例及び玖珠町監査規定、監査基準による他、次の諸点に重点を置き審査いたしました。

1. 歳入歳出決算書類は原簿と符合しているか。
2. 決算書その他の付属書類等の計数は正確であるか。
3. 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。
4. 支出済額及び予算額は支出簿と符合しているか。
5. 支出済額は証拠書類と符合しているか。

以下、9項目にわたり審査いたしました。

次に、3ページに移ります。

審査の結果

平成19年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査にあたっては、監査基準並びに重点審査1.から14.に至る事項について詳細に審査しましたが、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認しました。

第1表に示してあります決算額であります。一般会計で収入済額84億7,951万4,942円、支出済額80億6,477万8,951円、特別会計の計で収入済額62億6,430万3,754円、支出済額62億2,029万209円、総額で、収入済額147億4,381万8,696円、支出済額142億8,506万9,160円。この決算額を前年度と比較すると、一般会計では歳入決算額で5億170万4,000円の増加で、歳出決算額は5億3,270万1,000円増加しています。

次に、4ページに移ります。

決算の概況 決算の概況について説明をいたします。

一般会計では、先ほど述べましたとおり、歳入決算額の状況7ページ第2表のとおりで、総額が84億7,951万5,000円であります。

その主なものは、地方交付税27億2,789万6,000円、町税16億3,649万1,000円、国庫支出金9億1,085万2,000円、県支出金8億4,529万6,000円などとなっています。

主な歳入について項目別にみますと、次のとおりです。

①町税について

町税のうち町民税の収入済額6億4,675万3,000円と前年対比で1億3,399万円の増加となって

おります。固定資産税は8億2,677万5,000円で、前年より1,653万5,000円の増額、たばこ税は1億1,931万4,000円と前年対比で186万9,000円の減額となっています。

このような中であって、未収金額は3億5,221万8,000円で、前年度より272万7,000円の増加であります。徴収率については1.33%の増で改善されていますが、大口滞納の対策を検討するとともに、徴収体制の強化を図るなど、積極的な取り組みを望みます。

以下、ご一読ください。

特に、6ページ、⑬その他で述べていますが、町有休地の有効利活用や売買等を含め財産収入の模索を念頭に置き検討されることを望みます。

7ページには、歳入決算額の状況、8ページには最近3ヶ年の自主財源及び依存財源、9ページには平成19年度自主・依存財源、下段には地方交付税3ヶ年比較表、10ページには町債発行額年度別比較表、11ページには経常一般財源、12、13ページには平成19年度町税決算調書とそれぞれ示してあります。

次に、14ページ歳出に入ります。

冒頭に述べましたように、歳出合計は80億6,477万9,000円であります。構成比順では、総務費14億5,248万2,000円で、主なものはふるさと融資事業1億3,700万円、コミュニティ基金助成金3,995万円、過疎バス路線対策事業費1,839万円、地籍調査事業費5,823万2,000円、珍珠インター前ふれあい広場整備事業7,419万1,000円などとなっています。

次に、民生費13億6,182万2,000円の主なものは、重度心身障害者医療費2,927万9,000円、障害福祉サービス介護等給付費1億5,919万6,000円、自立支援医療給付事業2,565万2,000円、児童手当給付費1億4,233万8,000円、児童措置費3億1,523万6,000円、介護保険操出金2億2,461万3,000円などとなっています。

次に、土木費11億4,599万8,000円の主なものでは、総合運動公園建設事業6億9,933万4,000円、緊急地方道整備臨時交付金事業8,142万1,000円、県営工事負担金3,154万8,000円、特定防衛施設周辺整備事業9,097万7,000円、日出生台演習場周辺障害防止対策事業2,563万3,000円、街なみ環境整備事業5,582万7,000円などとなっています。

次に、衛生費8億5,821万6,000円の主なものは、乳児医療費2,239万6,000円、老人保健特別会計操出金2億5,252万5,000円、健康検診委託料3,150万8,000円、塵芥収集業務委託3,953万2,000円、合併浄化槽設置整備補助金3,520万円、し尿・清掃広域負担金3億7,432万1,000円などとなっています。

次に、教育費8億3,977万6,000円の主なものは、八幡中学校体育館屋根改修工事683万3,000円、森中学校体育館屋根改修工事2,351万3,000円、久恵公民館建設事業1,525万6,000円、国体実行委員会補助金1,120万円、給食配送車等購入事業691万9,000円などとなっています。

次に、農林水産業費7億8,670万2,000円の主なものは、中山間地域等直接支払事業1億6,862万9,000円、繰越明許で強い農業づくり交付金事業1億5,114万1,000円、広域農道・農免農道負

担金5,720万円、古後地区経営体育成基盤整備事業2,801万1,000円、中山間地域総合整備事業3,158万8,000円、元畑本村農道整備事業2,644万8,000円などとなっています。

公債費7億3,641万9,000円で、農林水産業債、土木債、教育債、総務債などの償還金であります。

消防費2億8,942万1,000円で、主なものは、常備消防負担金2億1,377万2,000円、消防施設整備事業1,859万円などとなっています。

諸支出金2億5,277万9,000円の主なものは、基金積立で減債基金に3,500万円、総合運動公園建設基金に1億1,019万円、地域振興基金に1億272万9,000円などとなっています。

災害復旧費1億7,283万3,000円の主なものは、農林水産災害復旧費8,998万円、土木施設災害復旧費8,285万1,000円などとなっています。

次に、商工費1億211万8,000円の主なものは、工場立地促進助成金3,000万円、玖珠町観光物産館改修工事144万9,000円などとなっています。

議会費は1億25万3,000円となっています。

17ページに目的別歳出決算額の状況で、1款から14款まで示してあります。

次に、18ページには経常経費充当一般財源の状況、また、経常収支比率の推移を表しています。

19度の経常収支比率は88.3%となっており、18年度より1.4ポイント下がっています。さらに経常経費の抑制に留意願います。

19ページには、性質別歳出の状況、20ページには性質別歳出の図表を示しています。

次に、21ページ、特別会計に入ります。

(1) 国民健康保険事業歳入歳出の決算の状況は、22、23ページに示してあります。

歳入総額は22億6,586万9,000円で、その内訳は、保険税6億3,210万8,000円、国庫支出金6億7,758万6,000円、療養給付費交付金3億8,297万2,000円、県支出金1億340万1,000円、共同事業交付金2億8,345万8,000円、財産収入64万9,000円、繰入金1億2,946万2,000円、繰越金4,957万5,000円、その他665万8,000円となっています。

また、歳出総額は22億6,352万4,000円で、内訳は、総務費1,040万3,000円、保険給付費14億2,376万8,000円、老人保健拠出金3億6,539万1,000円、介護保険納付金1億2,239万8,000円、共同事業拠出金3億482万4,000円、保健事業費1,614万4,000円、基金積立金64万9,000円、諸支出金1,994万7,000円となっています。

国民健康保険をめぐる諸情勢は、長引く不況の影響で農林業や小売業など被保険者の所得の減少や、格差社会の進展によって低所得者層や無収入層の加入が増大する中でますます厳しさを増し、保険者は財政運営に困難を極めており、事業運営の健全化に向けた努力が望まれます。

今後とも医療費の抑制に向けた地域の健康づくり活動の推進や、特定健診や節目健診等による成人病等疾病の早期発見や生活習慣病予備群への保健指導の徹底、レセプト点検の充実等による医療費の適正化などの保健事業をより充実するとともに、あわせて保険税の収納率向上対策に最大の努力をお

願います。

24から27ページには、それぞれの実質収支の推移、被保険者1人当たり、1世帯当たりの保険税負担額の推移、目的別収支の状況、国民健康保険税決算調書が示してあります。滞納繰越額は昨年より225万円減少しています。

次に、28ページ（2）介護保険事業に入ります。

歳入総額は15億9,578万2,065円、歳出総額は15億5,859万8,282円であります。

次に、29ページ、介護サービス事業勘定関係であります。

介護サービス事業勘定の歳入総額は1,036万5,701円で、歳出総額は618万9,906円で、歳入歳出差引残額の417万5,795円は介護サービス事業勘定の中で次年度繰越となります。

30から33ページには、歳入歳出決算状況、基本負担割合、介護保険料、決算調書が示されています。

今後は、保健福祉事業の積極的な推進により、介護者の支援や介護予防への取り組みを強化する必要があります。また、給付費の抑制や利用者がよりよいサービスを受けるために、介護給付及び認定適正化の事業に積極的に取り組むことが望まれます。このため、保健・福祉・医療の関係機関と十分な連携を図りながら円滑な介護保険の運営ができるように、一層の努力をお願いします。

次に、34ページ、（3）簡易水道に入ります。

収入済額1億120万3,000円で、昨年と比較して6,231万5,000円の増額となっています。

主な内訳は、料金改定の実施により、水道使用料が156万円の増額、補償金免除繰上償還に係る町債（借換債）の6,180万円の皆増等であります。

支出済額1億89万4,000円で、前年度と比較して6,234万8,000円の増額となっています。これは補償金免除繰上償還に係る公債費の6,188万円の増が主な内訳です。

35ページには支出概要、36ページには使用料及び徴収状況を示してあります。

次に、37ページ、（4）住宅新築資金等貸付事業に入ります。

これは償還金の収納会計事業であります。

収入済額は38万4,000円、収入未済額は3億347万3,000円です。未償還額回収には分割納入等の措置もとられ、努力の跡は伺えますが、引き続き回収対策の検討をされ、一層の努力を要望します。

次に、38ページ、（5）老人保健に入ります。

歳入歳出総額22億9,069万9,000円です。その主なものは、支払基金交付金11億6,145万3,000円、国庫支出金7億4,098万6,000円、県支出金1億8,270万6,000円、繰入金2億52万4,000円、諸収入503万円などとなっています。本会計の収入は、支払基金からの交付金と公費（国・県・町）で賄われております。

歳出の主なものは、医療諸費22億7,946万5,000円、諸支出金1,123万4,000円などとなっています。

一般会計からの繰入金2億52万4,000円は、平成19年度の実績に基づいて、平成20年度に各々の

負担割合によって精算することになります。

老人医療制度は平成20年3月末日をもって終了し、4月より後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に引き継がれましたが、清算事務のため、この特別会計は平成22年度まで存続されます。

39ページに歳入歳出決算状況を示してあります。

次に、40ページです。

平成19年度普通会計財政健全化審査意見書であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、審査の結果の報告をいたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。

審査の結果

①実質赤字比率について、早期健全化基準の15%を下回っており良好であります。

②連結実質赤字比率について、基準の20%を下回っており良好であります。

③実質公債比率について、基準の25%を下回っており良好であります。

④将来負担比率について、基準の350%を下回っており良好であります。

以上、是正改善を要する指摘すべき事項はありません。

42ページ、43ページに審査意見書が記述してありますので、読み上げます。

審査意見書

財政運営について

政府の三位一体改革による行財政環境の中にあつて、自治体は徹底した改革に取り組まなければなりません。

国が進める地方分権への対応、多様化する住民ニーズへの対処など、より一層の努力が求められます。

19年度決算審査の中で、経常収支比率は88.3%と前年よりも改善されましたが、いまだ厳しい状況であり、財政構造の弾力性を失う恐れがあります。

歳出の内訳は、義務的経費38%、投資的経費24%、その他の経費38%となっております。

平成19年度普通会計財政健全化審査の結果は、いずれも比率の早期健全化基準を下回っており良好でありましたが、今後とも各施設や道路の維持管理費等を注視し、財政の健全性の確保に留意しながら、住民ニーズの把握に努め、福祉の向上のため、職員一丸となって行財政改革に一層の努力をされるよう要望します。

記

町税等の徴収について

町税は歳入の根幹をなすものであり、また他の国民健康保険税、介護保険料、住宅新築資金、町営住宅家賃等の収納とも合わせて、収入未済額の解消に努力していただきたいと思っております。

平成19年度から新たに玖珠町滞納対策検討会議による収納率向上に向けた取り組みを開始したこと

については評価いたします。この取り組みの効果を随時精査・整理し、さらなる徴収体制の強化につなげていただきたいと思います。

今後も滞納者との緊密な接触をはかり滞納整理に努めていただくとともに、負担の公平性及び財源の確保のため、英知を結集し、さらなる効果的な対策を講じられるよう要望します。

44ページは19年度債務負担行為の状況、45ページには基金の状況が示してあります。

地方自治法第241条第1項により、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めました。

最後、まとめは記述してありますので読み上げます。

ま と め

平成19年度一般会計並びに各特別会計決算書及び、財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営状況について審査いたしました。

この間、関係各位には懇切丁寧な説明をいただき、感謝しています。

審査の結果は前述しましたとおり、各会計の決算、基金とも計数に誤りはなく、非違な点も見受けられず、よく整理されており、会計整理は正確であると認めました。

さらに財政も健全に運用されて、黒字決算をもって翌年度に引継ぎ得たことは、財政収支の均衡保持に努力された結果であります。

一般会計において、歳入で5億170万4,000円の増になっています。

歳出では、人件費が減少し、普通建設事業費は4,083万7,000円の増となり、投資的経費の比率が前年度対比9.7%増になりましたが、これは各種基金の積立、効率的な運用など、執行当局の努力と議会の適正な判断の成果であることがうかがえます。

併せて、特別会計についても、厳しい財政状況のなかで、黒字決算を成し得たことは評価するところであります。

また、特に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定に伴う『健全化判断比率等』についての審査結果は、平成19年度において、いずれの項目も黒字等により良好でありました。

この上とも、英知を結集し、財源の確保に努め、事務改善等により行政の簡素化、能率効果を高め、経費の節減をはかり、健全財政の継続と確立に努力せられ、『ゆとり』と『うるおい』のある『住みたくなる童話の里』の町づくりを推進されるよう切望し、審査意見書のまとめとします。

次に、平成19年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

意見書の1ページから説明をいたします。

- 第1 審査の対象 平成19年度玖珠町水道事業会計収支決算
- 第2 審査の期間 平成20年7月16日
- 第3 審査の場所 監査事務局
- 第4 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び付属書類が、地方公営企業法及びその他

関係法規に基づいて作成され、事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているか否かを検討するため、会計諸帳簿、証拠書類の照合等必要と認める審査手続きを実施したほか、事業の内容を把握するため、計数の分析を行い、地方公営企業法第3条「経済性の発揮及び公共の福祉の増進」の主旨に沿って運営されているかを主眼として検討し、審査を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書及び財務諸表は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり会計諸帳簿と証拠書類との照合結果も符合しました。

よって、これら審査に付された書類は、平成19年度の経営成績及び本年度末における財務状態を適正に表示しているものと認めました。

以下、内容について説明をいたします。

1. 予算の執行状況

地方公営企業法第24条及び同施行令17条に規定されている予算の執行状況の内容は予算の様式順で説明します。

(1) 業務の予定量及び実績について

1ページから2ページに示すとおり、業務予定量に対し給水戸数3,667戸で20戸の増、有収水量99万5,017 m^3 で、5万4,983 m^3 の減となり、一日平均給水量においても150 m^3 の減となっています。

2ページに表示してありますように、配水量の減については、有収率の低下と考えられます。

表の下段、有収率については、前年度より1.2%下がっており、事業所や官公署の撤退等によるものと考えられます。今後有収率の向上についてなお一層の努力をお願いします。

次に、平成19年度水道事業決算額調については、意見書の3ページから5ページに表示してあります。

収益的収入について

事業収益の総額は1億5,208万2,561円です。その主な内訳では、営業収益1億5,208万2,561円、営業収益の主なる内訳は、給水収益1億4,401万8,500円と受託工事収益で574万7,985円、その他の営業収益199万576円、他会計負担金32万5,500円となっています。

収益的支出について

水道事業費用の総額は、1億6,754万1,742円です。その主な内訳では、原水及び浄水費2,395万5,135円、配水及び給水費は、2,695万5,017円、受託工事費574万7,985円、総係費4,069万3,739円、減価償却費4,022万8,168円で、営業外費用では、2,418万8,834円、その内訳は企業債利息1,861万6,634円、消費税557万2,200円となっています。

また、特別損失では、予算額246万4,000円に対し、決算額246万3,000円で、収益的収支については、地方公営企業法施行令第18条1項の規定に沿って適正な執行がなされております。

次に、6ページの資本的収入及び支出に入ります。

資本的収入については、予算額4,000円に対し、決算額0円です。

資本的支出については、予算額2,628万7,000円に対し、決算額2,603万8,806円。その内訳は、建設改良費175万7,952円と企業債償還金2,428万854円です。

なお、支出に対し収入不足額は、過年度損益勘定留保資金等により補てんされます。

経営の概要及び経営分析について申し上げます。

平成19年度水道事業会計決算は、総収益1億4,484万895円、総費用1億6,039万2,103円で、差引1,555万1,208円の損失が出ています。

経営内容については、総収益と前年度と比較して524万8,508円の増となります。

次に、8ページです。

次に、8ページの営業収益の大部分を占める給水収益は、前年度との比較では1,139万8,119円の増となっており、対前年度伸び率で9.1%増であります。

営業外収益は、前年度と比較して42円の減で、その要因は雑収益の減によるものです。

一方、費用については、776万534円の減となっており、費用の主な内訳は、営業費用1億3,942万9,750円、営業外費用1,861万6,634円、特別損失234万5,719円です。

営業費用については、前年度と比較して658万611円の減、企業債等の支払利息である営業外費用は前年度と比較して27万8,251円の減となっております。

費用減額の主な要因は、21、22ページの表（5）「性質別費用比較表」を参照ください。

次に、15ページから26ページには、それぞれ収益的収支の予算決算対照比較表、資本的収支の予算決算対照比較表、水道事業損益計算書、水道事業供給原価費用構成比、性質別費用比較表、経営分析を示してありますので、ご覧ください。

13ページに水道事業会計経営健全化審査意見書において、健全化比率の20%と比較すると良好であります。

次に、まとめが記述してありますので、読み上げます。

ま と め

19年度決算の概要についてそれぞれの項目で意見等を申し述べましたが、決算で示された経営実績は対前年比で事業収益が増となり、事業費用が減となっております。

事業収益の主なる水道料金の増収を図るには使用水量の増加によるもののみであり、配水管網整備事業が完了し、区域内未普及地区への管網整備が進めば新規加入申込者の増加に伴い、水道料金の増収は見込まれます。昨年7月からの水道料金の値上げに伴い増収となり、横這い状態であります。また、経費において減となり、節減に努めてきたところです。

独立採算制が原則の企業会計においては、水道料金を財源としており、これからも企業債借入金の償還に伴い、利息並びに償還額も年々増加し、水道事業会計を圧迫することが予測され、さらなる経費の節減が望まれるところです。

水道事業関係者は財政状況を的確に把握し、経営努力に努めるとともに、公営企業の本旨である公共の福祉の増進と住民サービスの向上に尽くすことを期待します。

また、水道使用料の未収金の回収については、平成19年度中徴収額において前年度より減額がみられますが、なお一層未収金の回収に努力を続けることを望みます。

以上で終わります。

○議長（片山博雅君） これで、代表監査委員による監査結果の報告を終わります。

なお、中山監査委員は所用のため退席の申し出がありますので、これを許します。

日程第1 議案質疑

○議長（片山博雅君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集1ページをお開きください。

議案第49号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案集2ページをお開きください。

議案第50号、玖珠町税特別措置条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページをお開きください。

議案第51号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） この条例の中でですね、暴力団員の不当な行為の防止等に関して、ことに対しての条例の改正と思いますが、暴力団とみなす範囲は、そういう面はどのように把握されるか教えていただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） ご質問ですが、この確認につきましては、県警と協議をしまして、ご相談申し上げまして、県警により指導をいただけるということで確認をするようにしております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 警察あたりでも把握するのに、指定暴力団というのがありますよね、そうい

う範囲になってくると、暴力団でどここの誰々というようなことがはっきりしてくると思うんですけど、一般的に暴力団みたいな人、まがいの人、それとか、その内縁の妻とかそういう方が住宅を借りる場合、なかなか把握しにくいと思うんですけど、その辺の把握の仕方がちゃんとできるのかどうか。

それから、もしそういう方が入られた後、判明したときにはどういうふうにされるかというようなことは条例にないんですけど、その辺のお考えをお聞きしたいんですけど。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） その確認につきましては、この暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の中にいろいろと項目がございます。それを照らし合わせまして協議していくということになりますし、この入られた後、この確認ができた場合につきましては、事由にあげてますように、関係機関、勿論警察等を含めてご相談させていただきまして、また、協力をいただきまして、退去願うという方向でお話を進めていくということになってます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今、言われた中ですね、指定暴力団に関しては警察はいろいろ言えるところがあると思うんですけども、そうでない方に関してはですね、法律の面でもいろいろ厳しい状況があるんじゃないかな。警察に相談に行っても、何か事件があったら動けるとかというようなことを言われるんですけども、そういうときにはどういうふうに対処されるお考えですか。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） この法律は、法律の中には、はっきりと指定暴力団、暴力団員、構成員というわけなんですけど、そういった項目はあるんですけど、ご質問の、暴力団と認定されてない方につきましては非常に難しい問題がありますので、この方の入居等についても、関係機関、警察等と協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 町内にはですね、私は現在ないというふうに思っておりますが、過去、そういったことがあったやに聞いておりますが、現在どういうふうなことかですね、わかっておれば。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 過去のことをちょっと私把握しておりませんが、現在においては、警察の方ともご相談していますが、指定されている方はいらっしゃらないというふうに確認をいたしております。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案集4ページをお開きください。

議案第52号、玖珠町墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案集5ページをお開きください。

議案第53号、大分県交通災害共済組合理約の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページをお開きください。

議案第54号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番高田修治君。

○12番(高田修治君) お尋ねします。

この町道認定、小迫線であります。これは私ども産業建設委員会で現地視察をさせていただきました。そのときの図面が付けていただいております。2カ所ほど若干狭いところもある、それから距離的にも結構長いということで、認定は議会としてはいたしたところであります。

そういう条件が整ったというふうに、この認定が出たということは、条件が整ったということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長(片山博雅君) 合原建設課長。

○建設課長(合原正則君) 町道認定につきましては、議会で採択し、その後、条件が整えば再度上程し、議決をいただくということになっておりまして、この件につきましては、条件が整ったということで結構でございます。

○議長(片山博雅君) 12番高田修治君。

○12番(高田修治君) こうして1件でも早く編入できればと、大変嬉しくは思っております。

私どもこの委員会に所属して1年半になりますが、この間4件ほど現地視察を多分したと思います。そして、ほとんどのところがまあかなり難しいところもありましたけども、議会としては採択してきている経緯があります。

それで、今度、多分委員会付託になることと思いますので、若干2、3年遡ってですね、議会が承認して、未だ認定になってないところがあれば、委員会で結構でありますので、資料提出をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページをお開きください。

議案第55号、土地の取得について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 町長にお聞きします。土地の取得についてですね、お聞きし、確認します。

下記の理由、玖珠町総合運動公園用地として取得するために提案されております。これに間違いございませんか。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 自席からお答えさせていただきます。

それに間違いございません。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 今の関連でございしますが、日隈議員のお答えに、運動公園用地として取得は間違いなくおっしゃいましたが、施政方針の中で、運動公園は取り止める。なかなか矛盾しておるところがあります。そこは間違いなく運動公園で買うんですね。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 今の段階では、間違いなくその形で買わせていただきます。これはもう将来的な問題も含めますので、運動公園用地として購入はしておきます。それでいいでしょうか。

○議 長（片山博雅君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） とりあえず運動公園として買い求めるんですか。

この運動公園用地で買い求めたら、運動公園を建設してもらわなければ困りますよ。しかもですね、この運動公園を建設というのは議決をしておる、先般の議会当日に、開会日に、あなたは議会軽視を陳謝しました。これは陳謝じゃ済まんと思いますが、この議決をしておる、運動公園もそうです、議決をしておる。町民が今まで、議会とそれから執行部と、それから町民の商工会が入り農協も入り、それから青壮年、婦人会、住民が皆で諮問委員会を作って「こういうのをやりましょう」ということで計画を練り上げた。それを止めると言うておきながら、これを買うということは私も納得できないところがございます。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 土地の購入はもうここまで進んでおりますからですね、もう購入はしておかなければいけないと思っております。その後の利用方法を考えた場合でも、どうするかということは

諮問委員会で協議をしてみたいです。

○議長（片山博雅君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） いえ、諮問委員会で、諮問委員会でね、皆さんのご意見を聞くということ盛んに言っておりますけどですね、先ほど私が述べたとおり、諮問委員会は既にもう何回もやっております。あなたが町長になる前からですね、やって、こういった方針を打ち出して、国・県、多大な補助金をいただき、やろうとしておるんだ。この建設にはですね、大変な優良債が、優良債というか優良な補助金が付いておる。土地を取得するのにですね、国は大体全国的にもそれに補助金を付けるということはずまない。それが、我が玖珠町にはお骨折りをいただいた執行部の皆さんのお陰ですね、我々も陳情に行きました。その中で、補助金がこれだけの補助金が付いたわけです。で、町民待望の運動公園ができるようになって、それも92%以上の補助金と基金ですね、基金はこれは皆さんに一生懸命辛抱していただき貯めてきたお金です。それでほとんどがそういった方向でできようというときに、これを止めるが、運動公園は買う。買ってこれはもし運動公園ができなかったら返済をしなければならないというふうになっておりますね。6億数千万。6億7,000万、今既に交付を受けて購入をしております。この返済に充てる金がどこにあるのか。しかもその金には10%の金利が付く、もう既に2年を経過しておる金額もございます。交付金も。そういうのを計算したら、6億7,000万が7億、8億、ややもすると10億にもなるかと。こういった財源どこにありますか。

基金の金とちょっとことが違うんです。一般財源からこんなことをしたら玖珠町は到底いかれませんよ。先ほど監査委員が報告したとおり、一般財源というのはほんの僅かしかございませんので、これで我が町がいかれますか。私は到底考えられません。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） これにつきましては、勿論、国と県との協議も勿論入りますが、民意はですね、もう本当造ってもらいたくはないんですよ。これは諮問委員会をどういう形で今までその運営をしてきたかわかりません。でも民意としては、これは造ってもらいたくないということが基本にあるわけですから、たとえそれはどういう形であれ、借金であれ返す、もし状況で話がね、うまくいかない場合は、返すということは当然でしょう。それはそういうふう考えていきますよ。

だから今の段階では、土地の一部が残っていたんではどうにもならない。本当の負の財産になってしまうから、町民全体のことを考えたときに、これは、一応土地はもう全部取得をしておかなければいけない。この利用方法については、勿論それだけの諮問委員会の皆さん方のご意見、専門的な、まあ利用方法も含めてどうするのかということを考えてい。勿論規模の問題、それから今までやってきたことの総ざらいというんですかね、そういうことを考えておるんです。

だから、そこらあたりの金の問題については、もうちょっとそれは事務局の方と詰めさせていただきますが、そういうことも含めて、全部洗いざらいに町民にいわば開示をします。「これだけの借金はあるけど、皆さんどうですか、どうしましょうか。」ということも含めて、話をしていく所存であります。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君） この55号には、運動公園土地購入ということなんですが、私は議案というものはこんなに軽いものかなというふうに思いますし、皆で決議したことが、その都度その都度変わるような議案というのは、本当にこう何というか、論議されるのかというちょっと疑問を今持ちました。

この議案書には運動公園用地ということをはっきり書かれてます。それがまた、今後、町民の負託を受けたからすぐ変えるということでもいいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 私自身は、もう造らない方がいいという考え方が基本的にはあります。町民のそれだけのいわば6,500の負託を受けて、これでいわば通らせていただいたわけですから、ただ、いえることは、町民の皆さん方にすべてを開示して、本当に町民のためになるのかならないのか、そういうことを私は諮問委員会の皆さん方と協議をしていただいて、どうするのがいいのかということをお考えたいと言ってるんです。

この諮問委員会のメンバーは、前回の運動公園についてはどういう方たちが選ばれたかわかりませんが、やっぱり町民のいわば声が届く、あれだけの人がやっぱり反対だという形を表明したわけですから、そういうことで、議員の皆さん方にはね、もう一度私の方で、十分勿論協議をさせていただきますが、それから後に一応またご協議をお願いしたいと思います。早急に諮問委員会のメンバーも立ち上げますし、それは国とか県とかの協議も勿論残っております。大変厳しい状況ですが、もう少し時間をいただきたい、私はそういうふうに思います。

○議 長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君） 確かに選挙の結果の数字というのは私どももわかってますけれども、すべてが運動公園反対だけで7,000近くいったというふうには思ってませんし、運動公園というのは、今までずっとやっぱり私たちも論議してきましたし、議案に上がりながらやってきたことです。

今回は、とりあえず運動公園用地として購入し、またこれから考えると。じゃ何のための議案なのかなど。運動公園用地ということをはっきり書かれているのに、あまりにも議案というものを軽くみてないかなというふうに思います。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 何度も申し上げるように、町民の皆さんの意向がどうであるかということが最重要な考え方の基本にあるわけでありまして。だから、勿論、これで大きな損を町民に与えるわけはいかない。だから、当然、全部の土地は押さえてしまっというということで、最終的にひよっとすると諮問委員会の中で「そんなに金を返さんならんならば、少しこのくらいの程度はやろうじゃないか」というようなことになるかもそれはわかりません。ただ、言えることは、今の段階では、とにかく町民のこれだけの大合唱があつてのことですから、私は一応その諮問委員会に付託をしたい。それも若い人、いろんな方がたくさん入っていただいた中での協議をしてもらいたい、そういうふうに思うんです。どうかね、本当、確かに皆さん方がこれまでやってきた積み重ねというのは確かにあると思

ます。でも町民が大変心配してるわけです。そして、私は特に心配しているのは、周辺部の皆さん方の思いというのがなかなか届いてなかったんじゃないかなと、そういう私は思いもしております。生活が大変厳しくなってる状況の中で、だから、その規模の問題も含めて、もう少し時間をいただきたい。再度、議員の皆さん方には、私は提案なりしていきたい。そういう意味で、ぜひともね、よろしくお願ひしたいんです。

やることが、すべての町民のことを考えてるかということにはならないと思います。ぜひともよろしくお願ひしたい。

○議 長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君） 先ほど中山監査委員の報告の中で、非常に経営状態がいい状況になりつつあるということをお話を今、言われました。一生懸命節約しながら黒字になっておると。これを例えば止めていろんな一般財源から返還するとなると、相当な赤字に転落するというふうに思うわけでございまして、まあこれは先にならないとわからないけど、非常にその心配というのは、一般財源から返金云々となると、私たち自身はやっぱり、町財政が本当に今度はこれからやっていけるのかという不安が先立つ部分があります。そのことについてお答え願ひします。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 先ほどから何回も申し上げるとおり、財政も含めて、それから、これからの国と県との協議も含めて今からやらせていただきますから、もう少し時間をいただきたい、そういうふうに思います。

○議 長（片山博雅君） 発言する以外は黙ってください。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 町長そうおっしゃいますけど、この議案はですね、今度の議案に上がりますよ、取得は。議案が上がってますよ。町長のおっしゃるのはですね、運動公園でとりあえず買っておこう。後は皆さんに相談して、これを適当に使おうと、そういう、今、虫食い状態の運動公園用地だから、これを埋めてしまわんと後で活用ができない。とりあえず運動公園用地として埋めておこうとおっしゃってるわけですね。

（○町 長（後藤威彦君） うん、まあそうですね。）

○14番（日隈久美男君） そしたら、この議案は違うじゃないですか。全然違うじゃないですか、運動公園用地として購入でしょう。何でこんな議案を出したんですか。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 先ほど何度もおっしゃるとおり、一応運動公園用地として買うということはやるべきだというふうに思っております。

それから、これがひよっとすると運動公園でまだいきますよというようなことにもなるかもしれないじゃないですか。だからやっぱり一番今で、今までこれだけのね、町民がこんな合唱になるまで、もうちょっとなぜ議論をされなかったのかなと私は思うところであります。

○議 長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 町長の言うことは辻褃が合いません。施政方針ですね、中止するとかいってですね、また議案に上げてきて、運動公園用地として購入、全然辻褃が合わないじゃないですか。

そしてですね、私は特に懸念されるのはですね、買収済みの土地につきましては運動公園建設のために売買するものであって、これ以外のときは税務署の譲渡所得税の特別控除又は20%課税免除に今運動公園はなってるんですよ。これを運動公園以外の用地に取得したら課税が出てきますよ、課税問題が。住民の方に負担がかけられますよ。

それですね、運動公園用地として明らかにしてあるなら、運動公園用地として運動公園を設置するんだというような意見を私たちは聞きたかったと、私はそう思っております。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） その課税の問題につきましても、こちらでもう勿論調べてあります。だからそういう対応も、町民に少しでも損がいかないように、そういう対応はとらせていただきます。そのためにも、この今の用地については運動公園用地として一応上程をさせていただくとそういうことを考えたわけであります。

それから、これから後につきましては、当然諮問委員会の中で、まあ今まで賛成をしてこられた方も中に入っていて、どうするのがいいのか、今の段階でどうすればいいのか、もう少し本当は、前回私が町長選に立候補したときには、これは白紙ということで私は立候補させていただきました。でも残念ながら私は通ることができませんでしたが、これだけ話がずっと先に進んでしまっておる段階においては、この方法が一番最良策であると思っております。だからそういうことでさせていただきたいなと思ってるんです。

○議 長（片山博雅君） 9番江藤徳美君。

○9番（江藤徳美君） 9番江藤です。民意の判断ということを町長言われましたけど、これが運動公園だけの民意という判断は非常におかしいんじゃないかと思います。では、この前回の町長選は、この総合運動公園もマニフェストには町長は入ってなかったということですか。

（○町 長（後藤威彦君） もう一度ちょっとわかりやすくお願いします。）

○議 長（片山博雅君） 町長、ちょっとお待ちください。これはあくまでも議案第55号、土地の取得についての議案質疑でありますので、その辺はよく。

9番江藤徳美君。

○9番（江藤徳美君） それは、先ほど町長がですね、この運動公園がですね、今回の町長選で、民意は、この総合運動公園は全部というような判断であると思えますけど、これは民意というのは、町長もふれあい広場の活用の仕方とか、いろいろ公用車の問題とか、そういうことで町民は判断したんじゃないですか。総合運動公園だけじゃないと思います。そういうこと、まずそれをお願いします。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 勿論ほかの点もあったと思います。でも一番大きな判断材料となったことは

間違いないと思います。私は今の段階でどうこうということはちょっと言いませんが、これだけの町の方向を決めるためには、私は、できれば住民参加型のいわば投票条例などを作ってやるべきだったかなと私は思っております。

○議長（片山博雅君） 9番江藤徳美君。

○9番（江藤徳美君） 9番江藤です。私たち議会はですね、前回の町長選の総合運動公園というのは、マニフェストの中で戦いはあったと思いますので、そういう判断も加味してこういう今現在の結果になったと思っておりますが、町長はその点では前回の町長選はどういうふうにじゃこの点は判断しましたか。

○議長（片山博雅君） 今回…、前回。

○9番（江藤徳美君） 前回です。

○議長（片山博雅君） これはちょっと議案質疑とちょっと…。あくまでこれは議案質疑でありますからね、冷静に判断して質疑してください。

9番江藤徳美君。

○9番（江藤徳美君） ではこの議案でもあり議長からそういう話がありましたけど、ではもう議案で私たちも判断しますので、これは玖珠町総合運動公園用地として取得するためということで判断したいと思っております。いいですかね。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） それでよろしくお願いたします。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） 議案質疑ということで簡瞭に申し上げます。

まず、運動公園用地ということでこれは確認できました。

2点目が、一応運動公園としてとりあえず買う。それと3点目が、諮問委員会のメンバーをどうのこうのするというものでありましたけれども、まず1点目は、諮問委員会のメンバーを今後ですね、どういった方々、どういった方面の方法でやっぱり選ぶのかですね。これは一般質問の方になるかも知れませんが、それともう2点目は、今、参考資料を見せていただくと、後残りがですね、あります。後残りの分の平米数、それから、この年度内に必ずやこの、何件あるかですね、それまあお尋ねと、それと面積、それからこの残りの分の分を年度内に購入するかどうか、必ずするかどうか、それをお尋ねいたします。

○議長（片山博雅君） 合原公園整備室長。

○建設課長兼公園整備室長（合原正則君） ご質問の、残り必ず買うかというご質問ですが、参考資料を見ていただいたらおわかりになると思いますが、飛び地が残っております。したがって、私どもとしては全部購入しなければ、利用が不便になってくる。できるだけ年度内に購入したいというふうに思っております。

これまで90%、91.2%ですが、残り10%購入ということになりますので、面積ちょっと今持ち合わせないので、後ほどまたご回答申し上げたいと思いますが、今年度中にすべてを買い上げたいという考えは持っております。

○議 長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7 番（松本義臣君） 今、事務担当の室長の方からありましたが、町長としては、これは年度内に一緒にぴしゃっと購入するという間に間違いはないですか、それをお聞かせください。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 事務局の申したとおり、全部購入したいと思っております。

○議 長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7 番（松本義臣君） 先ほどから諮問委員会、諮問委員会という言葉が出ておりますので、そのことについて、実質のこの議案質疑にはならないかも知れませんが、その方向性がもし決まっていれば教えてください。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） この件につきましては、各地域から18名から20名の範囲でしたいと考えております。各地域から、だから3名ずつの3・4、12名ですね。それに専門と、それぞれの形の専門的な意見が述べられるような人を選んでいきたいなと思っております。

その中には、女性を、私が言っておるように、3割は入れていきたいそういうふうに考えております。3割程度は入れていきたいと考えておりますので、ぜひともご協力をお願いしたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） 町長さんにお聞きをしたいと思いますが、先ほどから多くの議員から質問が出されておまして、町長がお答えを、答弁されています。もう率直に言わせていただいて、もうこの大半の議員が矛盾を感じているということは、町長お気づきだというふうに思います。

それから、提案理由にですね、先ほどから言われるように、総合運動公園用地として取得する。このことを明確に議案として出ておりますし、我々も決して反対する立場で言ってるんじゃないんですよ。当然買っていただければ結構であります。ただ、私は勘違いをしてるんじゃないかというふうに町長思います。本当にですね、町長は県の職員として何十年かされたと思いますが、確かに町民世論がそういうことを支持したということはわかります。我々もわかっております。

それから、町長が、議会と町長は両輪であるということ、もう施政方針の中ではっきりと言われたというふうに思っております。運動公園についてはですね、これは前小林町長じゃないと思いますよ。前の濱田町長、その前の梅野町長、皆あったと思いますよ。とにかく運動公園、運動する場所がない、こういうことから、二転三転したというふうに私ども理解しております。

今回、国民体育大会が、当町で国体が開かれますが、その中で町長が所信の中で言われたと思うんですが、ホッケーは日本一の町にしようと、国体の成功からこれからまちづくりも考えていこうという、かなり詳しくご報告がされたと思いますが、実は、先ほど江藤議員が言われたと思うんですが、

4年前にですね、既にこの運動公園とホッケー場の問題は争点になりました。私は当時担当しておりましたから、そのときに、はっきり言って、前町長はホッケー場を造りましょうと、非常に厳しい財政の中ですが造りましょうと。だから今、日本一のホッケー場ができてるんですよ。それで国体をする状態ができました。今、国体をするといったら、ほかの協議は玖珠町はできませんよ。国体の施設だけじゃないですか。この辺のところも、町長、十分お考えになっていただきたいと思います。

それから、私どもこの運動公園に関して、県の担当者の方にもご相談に伺いました。今、県の担当者も言っておりますが、町長もご存知かとも思いますけども、事業を中止をするということは、今、中止しても、もう既に来年度の予算、内示もできてるんですよ。ですから、今度議案に出してる内容については、それはわかりますよ。一応買って、協議をする。しかし、いろんな方といろんなご相談をされても結構ですが、ここ辺のところはですね、町長一人でやられるんじゃないくて、やっぱり議会というものも尊重していただかないと、私は何のための議会かわからないというふうに思っております。

そういう意味では、今の議論のやり取りをしておりましたけれども、今、議員が町長に質問をし、町長はお答えをしておりますけれども、本当に町民の皆さんが理解してるかどうかというのは甚だですね、私としてはですよ、わかってないんじゃないかと思っております。というのが、いろんな選挙を通じましていろんなことを皆さんがいわれておりました。32億6,000万が一人歩きしよったんですよ。その32億というお金が、福祉に使ったり教育に使ったり、いろんなところに使われますよ、運動公園なんちゅうのはそれはもう大変な問題ですよということを皆さん言っておりました。第二の夕張になる。この辺のところはですね、やはり町当局も私は悪かったと思っておりますよ。よく説明をしてないんですよ。実際、32億の中に町の一般財源はたったの4,000万でいいんですよ。ここ辺のところは町民の皆さんわかってないと思いますよ。後はすべて国、それから基金で造るじゃないんですよ、起債も、優良債の70%還ってくるんじゃないですか。ここ辺のところはですね、すべて町民の皆さんはわかってないと思うんですよ。町当局は私は悪かったと思っております。この辺のところは、少なくとも今からはそういうところをしっかりとやっていただかないと、町長、あなたが今後町政を担ってやるんですよ。前の批判はいいです。これから町長としてどうやるのかということが、我々議会は皆、町民も一緒ですよ、今ですね、はっきり言いまして、補助金返したら大変な問題になりますよ。ここはね、やり取りだけの問題じゃないというふうに私は率直に思います。

これは議案というものは、それは確かにですね、難しいところはあるかも知れませんが、これは大きく町の今後を左右する問題ですからね、その辺のところは、十分再度町長考えていただいて、やっていただきたいというふうに思います。

答弁を求めます。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 大変いい貴重なご意見いただいたんですが、私は町民と共に歩く、これは基本線として曲げるつもりはありません。だから、勿論議会の皆さん方にも、これは町の代表ですから

町民の代表ですから、それは十分お話しをさせていただきたいと思っております。

それから、大変こういう席で言っているのかどうか分かりませんが、今回の町議選の皆さん方は考えてみてください。たくさん新しい人が出られましたが、やっぱり運動公園反対ということをお知らせこちらで私は聞いたように聞いております。だからそういうことからして、この問題については、もう少しやっぱり、もう体面とかそういうことを私は言ってるつもりじゃあないんです。とにかくそれはもう勿論国と県との絡みもたくさんあることも、私は話をしてもう十分わかってるつもりです。勿論県にも行ってきました。知事とも会いました。それから土地開発公社の理事長とも会って、十分そういう話の中で、どの辺近所に問題があって、どう今からすればいいのかということも一生懸命考えてるつもりです。勿論そういう中で、皆さん方と再度またお話しをさせていただきたい。そういうことで私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（片山博雅君） 土地の取得等につきましては、十分な質疑は出たようですが、特に細部、今日は、この場では議案質疑であるので、細部については一般質問でもらいたいということで、次からの議案質疑…。

3番。

○3番（河野博文君） 今、町長が発言された中の言葉は質疑してよろしいでしょうか。それを確認したい。

○議長（片山博雅君） はい。

○3番（河野博文君） 町長言われた中で、今まで運動公園についてのお話し合いもあまりしてないんじゃないかと言われてますが、我々、去年当選してからですね、公園室長いらっしゃいますが、運動公園を縮小しようとかそういうことをしたらどうかという意見は出させてもらっております。しかし、町の執行部の方で、それができないということで、で、我々もしかたなく、じゃ規模の縮小はできないとそういうふうに判断して、今まで土地の取得はまいりました。そのことがあるので、この辺執行部との打ち合わせがちゃんとできているのかどうか。

それからですね、今度、運動公園取得する中で、我々、これ今度産業建設委員会に付託されると思うんですけど、今言われました提案理由が曖昧だとですね、我々は審議する方に進めないんですよ。やはりその辺、はっきり造るので購入するのか、造らないですが土地が欲しいから購入するのか、その辺をはっきりしてもらいたいのと、もう1つですね、この前、基地対策特別委員会があったと思うんですけど、その中の要望書で、町長行くと言われております。あれは町長、議長、私は特別委員長でございますが、3名の名前で、国の方に運動公園を造るから予算をくださいというふうに陳情が上がっております。それを後藤町長もされるということでございますが、しかし、それが実際されないということになりますと、我々は国の方に嘘をつくような形になります。それでもいいんでしょうか。

それから、そういうことがですね、一般的に考えたら、よくある学生なんかがお母さんお父さんに、本を買うのにお金ください、勉強道具買うからお金ください、そういつてもらってきたお金を、実は

ほかの遊びに使ったとか、そういうような例と同じように考えられますが、その辺はそういう曖昧な考え方で、簡単に国のお金を、今、国も、勿体ない、勿体ないと言われていますが、そういうお金を持ってきて予算化されることが正しいと考えられますか。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 先ほどから何度も言うように、町民にできるだけ負担がかからないように、町政にも勿論負担がかからないように考えてはいきたいと、基本線は持っております。今の段階では、もうこれが最良の策であろうと思っております。運動公園用地としてやっぱり購入して、これだけ全部買ってしまっておるとか、全く買ってないとかいうような段階ならばともかくとして、もう一気に90何%まで上がってしまいました。だから、これはやっぱりその部分だけをもう買わないということにはならないでしょうし、白紙にするということも難しいと思っておりますので、その部分は買わせていただきたい。買うべきであろうと思っております。

だから、とにかく町民のね、なり、まあそういう人たち、町民にやっぱりね、負担がくるような形は極力避けたいと私は思ってます。もうそういうことをご理解いただけませんか。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今質問したのは3つあったと思うんですけど、まだ1つしかお答えになっていませんので、後2つお願いいたします。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） もう基本的なことを言ったつもりですから、もうそれですべてを答えたとは思っておりますが。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 回数が今の形式でいくと増えるんですけど、まだ1番目の質問が終わってないということで議長よろしいですか。

○議長（片山博雅君） 議案質疑は一括方式と分割というんですかね、一問一答方式があります。また、議長が許可した場合は、引き続きということ判断した場合は延長することもできますが、まず、とりあえずもう1回、案外町長がその3つの質問の中が理解できてなかったんじゃないかと思いますが。引き続き。

○3番（河野博文君） 最初の質問の中に我々も運動公園のことについては、選挙でやっぱりいろいろ話聞いております。それで一生懸命審議しなければいけないということで、予算委員会の中でも公園室長いらっしゃいますが、規模の縮小はできないか、もうちょっと小さい運動公園はできないか、そういう話し合いを土地を購入する際にはしてきたと思います。しかし、それはできないという判断をいただいております。それに対して、今の町長と役場の中の話では、簡単にできるからというような感じに取れたんですけど、そういうことの質問が1つと、我々は国からお金をもらってくるんですよ。この国のお金も、我々のお金はここで使うから町民のお金かも知れませんが、国のお金は国民の大事なお金なんです。そのお金を、簡単に方向性を変えるようなことに簡単にできるので

すかということ、それを確認したいんですけど。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） その縮小できないかどうかというのは、面積的なものと規模的なものはあると思います。だから一応、概ね10ヘクというのは縛りがあるようでありますので、それは面積的にどうしても確保しておかなければいけないと思います。

それから、もう1つのその件につきましては、国との協議もさることながら、国に対しての要求と
いうのか、それをやっばやっばいかなければならないだろうと思ってます。その形としては。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） そこでですね、やはり先ほど申しましたように、国に要求する際には、要望する際には、運動公園を造りたいからお金をくださいと要求して行って、実は内容が変わったというようなことで、国が簡単に認めてくれるものでしょうか。また、そういうふうに国のお金といっても国民のお金を使うわけなんです。だからそんなに簡単に曖昧な考え方でされていいのかどうか、ちょっともう1回確認しておきたいんですけど。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 要は、今から何ヶ月かの間に早急に諮問委員会の協議をしてもらいます。その方向性も出したいと思います。最終的に諮問委員会の中で、もうそれでも返してもいいじゃないか、金額はこのくらいというのが確定してくると思います。もうこれだけ返してもいいじゃないかということになれば、それはもう返さなければ仕方ありません。でも、いやそうじゃないんだと、こういう方向でやっばりする方が町民により負担が少なく、考え方としてこういう考え方の方がいいじゃないかということになれば、それはその方向で私は考えていきたいと思えます。

だから、私個人の考えでなくて、そういう皆さん方の、町民の皆さん方のより多くの話が入ってきたような形の中で方向性は決めていきたいと思えます。そして、防衛庁の方の関係では、もう何人の方がみえておまして、話を、私の気持ちも、ちょっともう少し余裕をください。防衛庁の施設局長なんかは、まあできるだけ早く方向性は出してくださいよと言われております。ただ、国の方はもうちょっと厳しいと思えます。すぐにそういう方向で変わるんなら、返せというような話も出てくるかも知れません。でも、できるだけ早く私はその方向性だけは、どうするのかというのはやっぱり諮問委員会の中でお願いをしたいと思えます。大変諮問委員会の皆さん方が責任は重たいとは思いますが、私はそういう方向性で決めていきたいと思えます。ぜひとも少し時間をいただきたいなと思っております。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） 一番最初から言ってるように、公園室長との前の話の中で、規模の縮小はできない、見直しはできないという話を聞いておるんですよね。その辺について、これまで言ってきたことは間違いだったのか、それをもう1回確認するのと、提案理由がですね、このままじゃ委員会付託はできないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 合原公園整備室長。

○公園整備室長（合原正則君） ただ今のご質問にお答えしたいと思いますが、これまでの規模につきましては都市計画決定を受けておりまして、認定を受けている関係で10ヘクタールが都市公園として認められておりますので、これを下回れば、地権者による特別控除、5,000万控除、これが受けられない。で、都市決定は県で受けるわけなんです、これを最悪の場合は、土地収用可能だという強いものがあります。そういった分で、面積的には下回れない。そのグレードについては見直しはできるということでございます。

○議 長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 私の聞くとところによりますと、この運動公園中止ということで、マニフェストに町長は、後藤町長は出されました。で、ご当選されました。そすと、今まで土地購入の件がなかなかうまくいかなかった件が、急に「買ってくれ、買ってくれ」ということで、そういう話ができただけですけどね、聞いたんですけど、その6,500人の負託を受けたということでございますけど、その中には、やはり土地を持ってる運動公園の反対の方もおると思うんです。賛成の方もおると思うんです。それがどうして急に土地をどっと出てきたのか、その辺を懸念するところがあるんですけど、私の住民、まあ議員でございますけど、町民として考えるならば、あなたがマニフェストで運動公園を中止だと明言をしたならば、それを粛々とやるのがあなたのマニフェストに違反するんじゃないかな。だから議会というのは議会制民主主義というのがありまして、議会で可決したものは粛々とやらなければいけないんです。そうでないと議会というものは成り立っていかない。町長が代わったからこれはだめだ、何が代わったからこれはだめだといったら、そういう議会というものは私はいないんじゃないかと思うんです。そうでないと町民に私たちも負託を受けてるんです。だから頭が代われれば何も変わる、かにも変わるそういうもんじゃなくして、ちゃんとして、さっきも町長が言われたように、運動公園を土地をとりあえず購入というんですけどね、この議事録の中から、私は「とりあえず」というのが消してほしいと思うんです。だから「運動公園として購入する」「しない」、それをはっきりお聞きしたい。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） そういうことであれば、運動公園は購入するというのでいいと思います。

「とりあえず」という言葉は消してもいいと思います。とにかく今の段階では、やっぱり白紙、まあ白紙というか、その状態というのをつくっておきたいと私は思っております。だからこれがね、もう本当に30%とかぐらいの土地購入であれば、どういう方向性でも見出したかも知れません。でもこれだけ、いわばもう90%、92%になるような土地購入はもう終わってるわけですね。だから多くの町民に、関係者に大きく迷惑かけるようなことになるでしょうから、これについては、まず土地の購入はもう全部買うということできたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） じゃその中で、この土地購入には県から強制執行権というのが付いておるので、売らないと言っても強制執行されるんですが、あなたは住民サイド住民サイドと、住民のことを考えておられるようですが、じゃあその中に、どうしても売らないという人ができたときには、どうなされるんですか、住民を重視するという声でありますから、その辺をお聞きしたい。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 勿論この件も含めてですが、誠心誠意、相手の方とお話しは私はさせていただきたいと思っております。だから購入に向けて進めたいと思っております。

もしその部分で、今の段階で、例えば真ん中の土地がどうも買われてないようですが、それを買えないとした場合は、運動公園は勿論できないわけですね。ほかの事業も含めてですが、何もできないわけですね。だからこれはやっぱり購入をしておくべきだと私は考えております。だからそれは話を私はさせていただきたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） ということは、どうしても売らないという方ができても、誠心誠意を込めて交渉するというので、強制執行権というのは使わない。そして、端の方、今、真ん中と言われましたけど、端の方であればいいというような含みになるようなふうにも取れるんですけど、そういうものじゃなくして、本当に運動公園をやるからには、やっぱり強制執行権をとってやるのであれば、それを行使、あくまでも最終手段でございますけど、やるべきものであろうし、また、町長は、そういうんじゃないくて、あくまでも住民のその土地、所有者と誠心誠意お話しをしたいんだということで、それが長引けば長引くほど、いろんなことに関連してくるわけですね。だから最終的にはやっぱり強制執行もするのか、しないのか、そこをお聞きしたい。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） もう本当にどうしてもということになれば、それは強制執行をやらざるを得ないかも知れません。それはもう、要は強制執行というのは簡単じゃなくて、1年近くかかりますからですね、実際にそういう形に入れば、1年ちょっと超すんじゃないかと思えます。だからそういうことは極力、今まで皆さん方もご存知のとおりですが、道路の場合でも、なかなか強制執行というのは最後の最後の手段ですから、そういう形は簡単には取れないんですが、要は気持ちとしては最終的にはそういうことも考えざるを得ないとそういうふうには思いますが、とにかくその前にやはり誠心誠意とにかく話をしていきたいと思えます。

それから、端の方という意味は、そういう意味で僕は言ったわけじゃないんです。勿論端の方でも、いわば真ん中と端を持たれてるようなども状況のようですから、端の方の方も当然何件かあるようですが、それも話は勿論やっていきたいと思えます。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長にお願いします。多くの質疑が出て、ある程度混乱しているんじゃないかと思えますが、事後答弁される場合は、冷静に判断して、簡潔に答弁をお願いします。

○町 長（後藤威彦君） はい。

○議 長（片山博雅君） 合原公園整備室長。

○公園整備室長（合原正則君） 先ほど松本議員さんからのご質問ですが、残りにつきましては、17筆で約9,354平方メートル、所有者につきましては12名、これにつきましては共有者がおりますので、12名というふうになっております。

以上です。

○議 長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終わります。

ここでお諮りします。

昼食のため休憩します。午後1時より再開します。

午後0時02分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（片山博雅君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案集8ページをお開きください。

議案第56号、平成20年度日出生台演習場関連公共施設整備事業 食缶前処理洗浄機購入契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） この指名競争入札ですけれども、この業者は何社あったのでしょうか。

○議 長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 5社です。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号、平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。別冊となっております。

2ページ第1表歳入歳出予算補正、歳入から、6ページ歳出合計まで、質疑ありませんか。

5番 佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） 平成20年補正予算の質疑をいたします。

町長も長い間県の職員として仕事をされておりましたので、予算審議の重要性については十分認識されていると思いますので、町長としての明快なご答弁をいただきたいと思います。

審議に入る前に、まずもって議長にお願いを申し上げます。

今回、後藤町長の就任初めての議案審議でもありますので、町長のお答えを十分聞かなきゃなりません。質問回数の制限もありますが、今回につきましては特段のご配慮をいただきたいと思います。

また、議案審議は、議員にとりまして賛否を問う最も大切なもので、十分な審議が必要です。重ねてご配慮をいただきたいと思います。

それでは、議案第57号、平成20年度玖珠町一般会計補正予算につきまして、ご質問をいたしたいと思っております。

今回、提案されています補正予算を拝見しますと、インター前広場の中止に伴うことから、かなり無理した予算編成になっているというふうに私は思います。そこで、個々につきましてですね、ご質問させていただきますが、まず最初に、18ページの…、

○議長（片山博雅君） 7ページまで、後にしてください。

○5番（佐藤左俊君） 一緒に、私関連してますもんですから、歳出と歳入がしてありますが、既に議案は配付されておりましたので、ちょっとすみません、議長に先ほどお断わり申し上げましたが、この歳出と歳入一緒になるもので、今失礼をいたしましたので、では後でさせていただきます。

○議長（片山博雅君） 5番佐藤左俊議員、歳入歳出ということですが、あなたも町に長くおられたなら、そこ辺は十分理解していると思っておりますので。

ほかにございませんか。

12番高田修治君。

○12番（高田修治君） そういうことで、歳入全般でよろしいでしょうか。

歳入の件です。今回の補正、歳入につきましては、2億2,100万という補正になっております。特に、私は地方交付税について、財政の課長ちょっとお尋ねをしたいと思うんです。

というのは、年度当初にですね、「がんばる地方応援プログラム 地方再生対策費」ということで、少しは伸びが期待できるというような回答をいただいております。今回、いくら地方交付税が伸びましたですね、7,300万か伸びております。そういうことで、ちょっと調べさせていただいたんですが、平成18年度が25億5,000万、それから19年度は27億2,000万、今回ですね、これ補正しますと27億6,000万ということの数字になっております。これはあんまり心配せんで、数字的には今言いよりも、特に集中プラン、改革プランとして5年間の中で、交付税の位置付けを非常に重要視してきた部分があります。21年度で5年目を迎えます。来年迎えますので、この流れを見てもですね、大体固まって、18年度が一番下がって、少し上向きになってきておるといふふうには私は感じておりますが、大体こういう数字で、合併も大きな合併も終わりましたので、算定基礎になる率等は固まってきたんじゃないかというような感じを持ちましたが、そういうことはどうでしょうか。

○議長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） 今、議員さんが言われましたように、伸びはあるわけではありますが、2006年の骨太の方針と、それとまだ三位一体改革、それと国の財政の赤字という部分がありまして、

これからもどういう状況になるかというのは見えておりません。ただ、行革の5ヵ年を着実に進めていく、そしてやはり入は厳しく見ていきたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 十分ですね、いわれるとおりが骨太答申につきましては、もうその方向で今回もまだ続けていくという方針が出てるようでありますから、あまり大きな期待はしておりませんが、町長の方針の中に、十分その辺は注意して検討していくということは所信表明、方針の中に入っておりますので、十分確認をしておいていただきたいというふうに思います。

それからですね、もう1点は、この9月補正というのはどうしても補助金関係、申請しておった分が大体確定してくる、それから内示をいただく時期であります。そういうことを考えますと、今回の町長さんの交代によりまして、新聞報道が結構早めに出たものですから、ちょっと補正のですね、補助金関係で心配しておりました。まあ数字的に見れば減額補正はまだとてもいっておりませんが、後でほかの議員さんからの質問があるかも知れませんが、大体補助金については予定どおり内示がきておるのか、付いておるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） 内示については確実にきております。しかし、今回の新聞報道等でいろんな国の方も情報を得ております。そういうことで、そういう状況であれば、その補助金が厳しいですよという連絡もいただいております。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、7ページ、第2表継続費補正から8ページ、第3表地方債補正まで、質疑ありませんか。ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、10ページ歳入歳出補正予算事項別明細書歳入から16ページ22款町債最後まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、17ページ、歳出2款総務費から32ページ歳出最後まで、質疑ありませんか。

5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） 大変失礼をいたしました。初めての町長さんですから少し上がりまして、順序を間違い大変申し訳なく思っております。

先ほど私の方が申しあげましたように、非常に厳しい予算組み立てになってるんじゃないかなというふうには思っております。

その中で、最初に18ページですね、19目ふれあい広場の部分でございますが、このことについてですね、その中の財源内訳の分でございますが、マイナスの6,046万8,000円ということになって

おります。当初予算ではですね、これは土地の購入費として、特定防衛施設整備事業で議決をし、予定をしていたというふうに思っておりますが、また町長も、あえて行財政改革、いろんなことで一般財源についても十分理解はあろうと思いますが、これでわざわざ特定防衛費をマイナス6,000万にして一般財源を投入してやっていると、このことについてがまず1つ。

それから、特に、町長も既に自分がされたと思っておりますが、このインター前ふれあい広場テナント募集中止の回覧板、それから、それぞれの関係者にも公文書でお知らせをしておりますが、そうなれば、予算財政上は中止となれば、当然工事請負費を計上して、順当であればそういう補正なりに出して行くのが順当だというふうに思っております。この点がされてないのはなぜだろうかと、これが2つ目です。

それから、町長の所信表明の中で、これは一旦中止、そして総合審議会や諮問委員会で再度協議し、また議会に諮りたいというような表現をされたというふうに思っておりますが、少なくとも前の運動公園と同じく、やはり議会というものをやっぱり経てですね、これはやられた行為でございますから、特にその時期ですね、いつまで考えられておるのか、これも補助金絡みの、また4月1日オープンということで、もう地元の皆さんにも、地域、いろんな関係者にご説明をさせていただいたと思っておりますし、申し込みもだいぶんあったんじゃないかと思っております。こういうことを中止するわけですから、その辺のお考えもお聞かせ願いたい。

それから4点目ですが、珍珠町の契約規則第32条からもですね、今回の入札を中止する要件にはどうみたって当たらないと思っておりますが、その点なぜ工事入札を中止しなきゃならなかったのかを詳しくご説明をいただきたいと思っております。

これまで4月1日オープンに向けて、多くの皆さんがその気になって、もうこのビラですね、このビラも入ってます「ふれあい広場」ということで。これはもう町長もご存知かと思っておりますが。これ皆、皆さんのお手元にこれ入ってるんですね。この辺のところをですね、なぜ中止しなきゃならなかったのか、どうみたって議会をですね、説明もないし、我々議員としては、憲法93条に保障されていますいわゆる大統領制、議員も一般から選ばれ、町長も選ばれます。この辺のところはどうも我々としては納得いかない部分がございますので、その辺のところを町長から詳しくご説明いただければと思います。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） まず、このふれあい広場の基本的な考え方をまず申し上げて、具体的なことにつきましては、担当の方から述べてもらいます。

まず基本的な考え方は、あの位置で本当にいいのかどうかということでもあります。多くの、私は選挙中にも多くの方とお話をさせていただきました。特に一番僕は考えなければいけないのは、農協が前面に出てきてない。そういう中でいわば物産を売ることが非常に僕は問題があると思っております。

もしこれをやって、ある意味では維持管理費をたくさん金を使うようなことになったら、町民に相

申し訳ない私は思っております。

あの位置の問題、それはもう勿論皆さん方のご協議されたと思いますが、私が9月の8日にここに町長として職をいただいたわけですが、もう10日に入札というような状況があったわけです。これは私の判断が全くされない形の中で入札が行われる、ちょっともう待ってくれと、これはもうちょっと私も勉強してみたいから待ってくれと。それから多くの町民からもたくさんの意見をいただいております。観光協会、商工会、そういう団体からも、森林組合の方にも勿論会って状況を聞いております。

そういう中で、これをやって本当にいいのかどうかということを検討したいということで、ちょっとその当時は、まず入札だけは止めてくれということで、私は事務局には話をしたわけですが、もうそれでは4月1日には間に合わない。もう早くやらないとだめですという形の中で、そんならもう中止をしてくれと、そういうことで急遽、4、5日の間に中止というような形になっていったわけでありまして。これはもう本当に正直なところで、だから判断も何もすることができなかつたと思っております。

大体こういう大きな骨格の事業というのは、次期の町長、町長選があれば、少し期間を置くなり、そういう考える形の中で、本来は骨格ですべてやるべきであったと私は思っております。あたかも自分がもうすぐに町長になるんだというような形の中で進めるような事業ではないと私は思っております。なぜそのときに骨格という形がとっていただけなかったのかなと、そういうふうに私は思っております。

ただ、確かに議員の皆さん方にお話をする、ご協議をしないまままで止めた形になりました。急遽そういう形の中で文書も出したわけでありまして、本当にこれが町民のためになるのかどうかというのは、もう少し検討をいただきたい、時間をいただきたい、私は思っております。位置の問題、それから規模の問題、そういうことを考えていきたいと思っております。もう勿論これについても補助金のね、関係がありますから、そうゆっくりゆっくり検討する時間はいただけないのかも知れませんが、それは十分に関係機関と私は協議をさせてもらいながら、やっぱり本当にやるのがベターなのか、何かほかのことを考えた方がいいのか、そういうことも含めて検討をさせてもらいたいと思っております。これはもう本当に正直な気持ちであります。

後の金額のいろんな打ち替えとかそういうことについては、事務局の方から話をさせていただきますから、その点は十分ご了承願いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） 企画財政課としましては、玖珠インターチェンジ前ふれあい広場は8月31日に行われました玖珠町町長選挙の争点となっていないと考えておりましたので、地方自治法第138条の2に基づき、議会議決を受けた事務については、自らの判断で誠実に執行していく所存でありました。

しかし、9月8日9時15分より行われました町長の訓辞により、玖珠インターチェンジ前ふれあい広場の再検討の話があったわけでありまして。担当課としましては、長年積み上げ、町民の方々に説明し、直売所には野菜、加工品の出荷希望が230名あり、また、玖珠インターチェンジ前ふれあい広場

の総支配人を募集したところ、17名の申込がありました。また、8月28日に商工会が行いました玖珠インターチェンジ前ふれあい広場のテナント部門の説明会には12名の参加をいただきました。

このように、平成21年4月オープンに向けて機運が高まってきましたので、実施に向けた確認を取りたく、訓示の後にありました課長会、午後よりありました企画財政課のヒアリング、これには企画財政課の係長6名も参加しておりました。その中で再度町長の真意を確認したところであります。

その中でも、玖珠インターチェンジ前ふれあい広場の建設は中止をするという命令を受けたわけがあります。企画財政課としましては、10日に入札を控えておりましたので、町長へ中止文書の内容を確認していただき、業者への中止電話、中止文書の発送をしたところであります。

17名の申し込みがありました総支配人についても、13日の土曜日に面接の予定をしておりましたので、電話連絡の中止と、履歴書を含めた中止の返送を行ったところであります。

商工会をお願いしていましたテナント部門につきましては、多額の投資を考えて、出店してもよい旨の話を聞いておりましたので、玖珠インターチェンジ前は凍結の電話と文書の発送を行って、いち早く発送を行いました。

農産物直売所については、230名の方々がいまして、9月9日に中止の文書を発送させていただきました。

予算であります、中止でありますので、今議会で2億8,700万の建設費の減額を行うのが妥当だと思っております、農林省の農林漁村活性化プロジェクト交付金、過疎債を充当するようにしておりましたので、その調整で今議会に間に合わなかったことをご報告し、お詫び申し上げます。

また、玖珠インターチェンジ前ふれあい広場の駐車場用地の購入であります、当初特定防衛施設周辺整備調整交付金で1,575.5平米を購入する予定でありましたが、玖珠インターチェンジ前ふれあい広場の中止が新聞報道されたことにより、九州防衛局より事業目的のない用地の購入はできない旨の連絡を受けたところであります。この状況が続きますと、約6,000万の調整交付金は宙に浮いた形となり、3月末まで活用ができなければ国に返還となります。返還だけで終わればよろしいのですが、来年からの特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付額は減額される可能性がありますので、急遽であります、予算の組み替えをし、玖珠インターチェンジ前ふれあい広場の用地購入については一般財源を、調整交付金の6,000万につきましては平成21年度事業の前倒しを行うことといたしました。

以上であります。

それと、玖珠町契約規則の第32条であります。入札の取消、延期等ではありますが、第32条に契約担当者は、天災その他やむを得ない理由により公正な入札が行われないと認めるとき又は入札に参加する者は入札に関する条件に違反したときは、当該入札は延期し若しくは取消又は開札を延期することができるという32条の項があります。

以上であります。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

5番佐藤左俊君。

○5番(佐藤左俊君) 今、町長の方から、町長のお考えは今伺いました。確かにですね、町長はそういうあり方をいろんなところで言われているように、今日初めて公式会議ということで我々初めて聞くわけでありますが、少なくとも議会というものがどういうふうに町長思われておるのか、どうも私は先ほどの議論から、今回の措置についてですね、わからないんですよ。この議会というものを町長はどのように理解をされて、先ほど私が言いましたように、町長も民意で通られた、議員皆さんもそうだと思いますよ。国会と違って、地方議会というのは憲法93条でしっかり保障されておるし、執行部には提案権ありますが、議決権はないんですよ。これは少なくとも議会が議決を持つということで、双方がしっかりと事務を進めていくということが憲法で保障されているんですよ。それが就任2日目にですね、あえて入札を中止し、しかも今度ですね、今回はいち早く事務当局が一般財源の方に振り替えたからいいんですが、今まできちっとお金ですね、特定防衛費で集めて土地買ってる。後で詳しくは課長の方から説明してもらいますが、かなりのお金があそこに入ってるんですよ。目的が違ってしまおうとですね、これはすべて返還です。この辺のところ、まず財政課長の方にお伺いしますが、どのくらい今まで補助金が投入されてきてるのか伺います。

○議長(片山博雅君) 中川企画財政課長。

○企画財政課長(中川英則君) 後ほど報告いたします。

○議長(片山博雅君) 5番佐藤左俊君。

○5番(佐藤左俊君) 少なくともね、3億の上はちょっとあると思うんですが、自分も長い間行政の仕事をしておりましたからわかりますが、実は日出生台の小松ヶ台公社の跡地を防衛庁に売るときに、農林省に補助金を返したことがございます。もう既に適化法は過ぎて、もういいというふうに私どもは判断しておりましたけれども、少なくとも国から出た補助金について目的を達した場合は、すべて返還をしなければならないんですよ。しかも、これには今まではちょっと私も考えるので、利子が付くんですね。しかも、我が町は防衛費をかなり恩恵を受けて、いろんな事業が展開をされてきています。先ほど課長の方からご答弁がありましたが、いち早く防衛庁の職員の皆さんが、おかしんじゃないかということで補助金の、いわゆるこれが補助金じゃありませんが、特定防衛費でこれは交付金としてくるものであります。運動公園は補助金でありますから、多少その辺意味合いが違おうと思いますが、この扱いがですね、今回は、未然に事務当局の手早い処置で出ましたが、今まで入れてきたこの補助金は、交付金ですね、恐らく国は返還をしてくると思いますよ。そう簡単にですね、国だって、一町長が代わったから、方針が変わったからということで、「わかりました」なんていうことは私はあり得ないというふうに思ってますし、この点は、町長はもう少しですね、十分な、そういうことであれば一旦中止を延期するとか、ちょっと状況を調べて対応するとかしなくて、いち早くですよ、町民の皆さんにピラを出す。これはどうみたってですね、町長として軽率な行動に走ったというふうに私は思っております。

少なくともこの4年間、今から町長はいろんなことを、いろんなことを議会と相談をしてやってい

かなきゃならないのに、先ほどの運動公園じゃないんですが、諮問委員会諮問委員会なんてそういうことばかり言っていると、この議員の皆さんについてはどうなるわけですか。少なくともこの辺のところは、町長に再検をですね、再検討をいただいて、明確なるご回答をいただきたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） そうですね、この件につきましては、防衛庁の施設局長、それから次長さんなんかもみえて、一応話はさせていただいております。どうするのが一番いいのかと、自衛隊関連のそういう事業展開の中で考えたらどうかというようなセッションもちょっといただいておりますので、そういうことも踏まえて私は考えていきたいと思います。

ただ、今の規模のいわばこのふれあい広場というのは考え直したがいいというふうに考えております。ただ、これもどういうふうな採算ラインでどういうふうにか考えたのか、もう少し私も勉強させていただきます。そして、議会の方にもそこらあたりはお話をしながら、次の方向性は決めていきたいと思っております。

○議 長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） 先ほど佐藤議員のご質問でありました、特定防衛施設周辺調整交付金につきましては、インター前につきましては3億2,479万8,000円入っております。それと平成19年度に実施しました計画策定と舗装工事、電気工事、交差点工事、給水工事等に過疎債を充てております。過疎債が6,980万ほど入っております。

以上であります。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 確認だけさせてください。先ほど町長さんのお話の中にですね、延期じゃない中止の理由の中に、位置の問題と農協が前面に出ていない、農産物の販売についてですか、というようなちょっとお話、そこよく理解できませんでしたが、企画課長、準備室がありますよね、あったですよ、職員が置いて、担当係が置いてありますね、こういうところでこういう問題は当然出てる、一番基本的な問題と私は思ったんですよ。で、町長からこういうご指摘いただいてね、はあ、そんなことやったんかと。それは当然のこつかなと、そんなくらい準備が遅れておったんならですね、当然延期をしてもいいんじゃないか。しかしながら、中止の理由に、これ町長、一番、あなた、農協とやっていくよと、あなたこれからやっていってほしいですよ、ぜひ気合入れてね。だから延ばす分は僕はある文句は言いません。そういうことですね、本当に少し町長、自分が一番先に先頭に立ってやりよるという意見をぜひともですね、後退せずにやっていただきたいというふうに感じております。もしご回答があれば。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 早速ですね、それはもう組合長にも会いに行って、農協はなぜ前面に出らないのかということも勿論確認をしました。お話もさせていただきました。森林組合は組合長さんおら

れなかったんですけど、次の専務の方にもお会いして、話もさせていただきました。それから、商工会は、勿論会長さんにも話をさせていただきました。

そういうふうに、それぞれの、観光協会は私顧問ですから情報は全部入りますので、観光協会でいろいろなお話もあったようですが、形の中で話を聞くことができました。だから折角するのであれば、赤字にならないような形に私はしたい。もうそれをぜひとも皆さん方、それは今までのお話の中で、それでいいんだという意見もあるかも知れませんが、私はやっぱり、もう少しやっぱりこれは詰めた話をしておくべきじゃないかと思います。

それから、商工会の12件の人の中で、4名が一応手を挙げて、その中に実際入りたいということで、その中にお二方にも会わせていただきました。そしたら、もう格好は形が決まってしまうおから、本当のことを言うと、もうちょっと私たちの意見をその中に入れさせてくれたらよかったのになというようにお話も聞いております。

それから、それぞれの出している今200名を超える人たちが手を挙げておられると言っておりますが、町から言われると、これはお二方から聞いたんですが、「町から言われると、やっぱり参加しておかなければ、これから後いろいろ困ることが起こるかもしれんから参加をしとく」というような言い方で、逆に、「私はもう止めてくれたらほっとしました」というような意見もそれはまあ1つの例か知りませんが、そういう意見も聞いたことは事実であります。

だから、もうちょっとこれの問題については、やっぱりこれから町に負担がくるのか、こないのか、今まで行政主体でやって成功した例というのはあまり聞いたことがありません。鹿倉トンネルのこちらの里の駅ですか、全く今閉じた状態にあるじゃないですか。

それから、あちらこちらで国、県がやっぱり補助金を出してやった事業が、皆逆に赤字を出して、追加の金を出していかなければやれないような状況というのがあるじゃないですか。私は皆さん方に訴えたいのは、とにかく今のまんまで本当にいいのかということをお私に訴えたい。町民にやっぱり負担がくるようなことになったら誰が責任をとるんですか、やっぱり最終的には町民の皆さん方にご負担を願わんならんような状況になるから、もう少し見させていただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 十分町長の気合はわかりました。わかりましたがですね、やはりこれまでの経過というのはですね、本当に大事にしてもらいたいです。これは簡単にしたこっちゃないですよ本当に。ですから言われることはわかります。わかりますけどですね、中止してしまう問題ですか、こういう事業は。やれるもんならやってみたくないじゃないですか。やっと思えたところでしょ。そういうところをですね、少しは残していただきたい。我々は議会で決めてきたことですよ。だからもう何も、今日初めて提案されるんでしょう、町長。それが議案質疑の後にもう報道に載ってましたよ。こげな侮辱したことないですよ。あなた行政マンですからね。だから悪いちゃ言いよりません。やりましょうと言いはるんです。だからそういうところを十分これから気をつけてですね、言いたいことはぜひ言うていただきたいし、私達にも機会がほしいということでもあります。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 関連もうないんでしょう。

○5 番（佐藤左俊君） 先ほど私関連ちょっと言いました。

○議 長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） 先ほど1回質問をさせていただきました。回答もいただきました、町長からですね。で、先ほど町長も言われたのが、町民に迷惑かけられないと。私は一番町民に迷惑かけられないことは、町の財政ひっくり返す悪い状況を招いてくるということだと思いますが、これまでいろんな各方面、いろんなところで行財政改革を、自ら進んで、議会も、執行部も、職員挙げて練って、そして公共事業はどんだけできるのかということまで練って練ってですね、やってきた事業なんですよ。

ですから、先ほど課長が言われたように、3億ちょっとのお金が入れられているんですよ、これ。今から、運動公園のは又ちょっと対応違いますけど、もう買ってるんですよ。いわゆる交付金をもらって。だからそれは情報発信基地を造りますからということでもらってるんですよ。用途を変えるということは、いいですか、用途を変えるということは目的が違ってくるわけですよ。だからそこ辺のところはですね、今日は町長は聞き役になってると思いますが、補助金をもらうとか交付金をもらうときには、こういう計画をもってこういうことをしますからぜひお願いしますというて行くんですよ。

ですから、初めて我々議会の中で町長から初めてそういうことを聞きますし、ですから、今日の議会将を境にですね、再度事務局サイドと十分話し合っていていただいて、この議会中に何らかの形をお示ししてください。お願いしておきます。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

8番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君） 先ほどの町長の答弁からちょっとご質問したいんですけど、昨日、商工会で理事会がありました。その中で、当然この道の駅の問題も出ました。先ほどのご意見聞いてると、あたかも商工会は協力しないというような聞き取れ方をしたんですけど、昨日、全部の中で、全面的に一生懸命皆やってるといような結論でございます。なおかつ、全く募集してきた方には本当に申し訳ないと、今までのご苦勞に対して深く、それは僕らもお詫びしなきゃならないということで、いとも簡単に中止と言われたことが非常にやっぱり理事会の中でも問題になりました。

それともう1つ、先ほど町長、観光協会の顧問ということを言われました。今、顧問制度は確かないはずですよ。会長に、顧問であるのかということをお聞きしたら、顧問はないと。あれは振興局の当職時代に、何人の方かにお願いした制度だということで、再度、会長の方からは私はお聞きしておりますけど、本当に顧問という、僕も観光協会の理事ですから、顧問という言葉は今まで一度も聞いたこともなかったし、町長の名刺にも「観光協会顧問」というふうに刷ってましたから、本当に顧問なのかどうか、もう一回再度自分で確認してください。お願いします。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番(日隈久美男君) 町長の所信のときですね、ああ就任のとき、「やり足りないのは職員の責任、やり過ぎたら私の責任」、職員が頑張ろうとして、やり足りないときは職員の責任、今までこのふれあい広場を一生懸命やろうとして、議会と執行部が一体となって建設しようとしてるんですよ。それで町長の公約には、このふれあい広場の件は全然ございません。大型事業の、とにかく訴えたのは運動公園です。

それで、先ほど申しましたように、防衛施設局から言われて、ふれあいセンターを、交流施設を造るとか申しましたけど、あなたのマニフェストの中に、町長のマニフェストの中に書いてあったんじゃないですか。自衛隊との交流センターと、これを意味してるんじゃないですか。それをするためにこれは中止ですか。自分の思いを通すために、ふれあい広場を中止するんですか、お聞きします。

○議長(片山博雅君) 後藤町長。

○町長(後藤威彦君) これは私の勿論考え、交流施設は造りたいという希望はあります。これはやるべきだと私は考えております。それが場所がどこになるとか、そういうことは皆さん方とまた協議をしていかなければいけないと思っております。

ただね、この施設を、先ほど言ったように、お金を返すような問題になれば、それはやっぱり町民にとって大変不幸なことでありますから、そういうこともその中に考えられるなというような考え方はあります。ただ、これも皆さん方の意見がいわばどういうふうに動いていくかによって、考え方を変えなければいけないと思っております。ただ、私は、そういう自衛隊の、この玖珠町の活性化には自衛隊の皆さん方のお力はどうしても借らなければいけないという思いはあります。

それから一つ皆さん方とまた話をしていかなければいけないと思いますが、防衛道路の問題があります。あれは今の近くから動いていくだろうと私は考えておりますので、そういう点からも非常にいいかなという思いはあります。そういうことも含めて、これからの協議していきたいと思っております。

先ほど高田議員さんの方からおっしゃられた、やっぱり当然考えなければならぬことがたくさんあります。確かに私は初めてのこういう立場を戴かせていただきました。ただ、言えるのは、常に町民のいわば目線で町民の方向でということでもあります。

それから、先ほど言った、いわば職員にやり足りない人は自分で責任取りなさいよ、やり過ぎた責任は私が取りますというのは、これはもう組合の交渉の中にもありましたし、全体の職員の中でも私は訓示で言わせていただきました。とにかくやる気を出そうじゃないか、どんどん今からね、やろうじゃないかということで、いう意味合い、職員の叱咤激励のつもりで言ったつもりであります。これは私のこれまでの行政マンとしてのずっと思いです。ずっときておりますから、どのポジションにおったときでも、私はそういうふうに職員の訓示のときには必ず言わせていただいております。そういうことであります。

○議長(片山博雅君) 14番日隈久美男君。

○14番(日隈久美男君) 訓示で述べられたこのことは非常にですね、職員にとって、今まで一生懸

命やってきましたね、1日で覆される。入札日を10日に控えて、町長の一言で中止。私たち議会も何も知らないうちにですね、中止されてですよ、こんな今から町長になったらですね、何もかもすべて議会の議決を中止してですね、自分の思いどおりになれるんですか、町長、そこ辺をお聞きします。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 所信表明をしたときに、私は本当にあの気持ちで話をさせていただいたと思っています。議会との両輪ということは、間違いなく私自身はそういうふうに思っております。私も議会の隅に置いた時代もありますから、そこらあたりは十分わかっているつもりであります。

○議長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 町長の言うことはですね、本当に本筋がないんですよ。私たち思いますけどね、それなら、ふれあい広場を中止したときに何をもってくるのか、それなら運動公園を中止したときにそこに何をもってくるのか、はっきり決めてから中止してくださいよ。これを中止して、あと何かやるんだと、私たちには全然見えませんよ。新聞報道だけ先走ってですね、「中止」「中止」今まで議会の議決は何だったんですか。ほんなら今から先もう議会とか必要ないということです。私はここを深くですね、審議会、委員会に訴えろとか言いますけど、議会がまずあってですよ、議会を無視してほんなら委員会で決定するんですか、町長お答えください。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 勿論最終的な議決は議会の皆さん方に諮らなければことはできないわけです。それはもう当然であります。ただ、言えることは、今のまんまで本当にどんどんやっていいのかというものの反省から、私は諮問委員会なり総合審議会なりの相談の中で方向性を決めて、その方向で皆さん方にお諮りをするということになると思っております。

○議長（片山博雅君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 今、町長、何か言いましたね。議会に最終的には皆さんにお諮りをする。あなた諮かってないじゃないですか。我々今までですよ、運動公園も、ここの今言われておるあのふれあい広場、これ、我々が一生懸命執行部の皆さん、それから町長部局、それから町民、町民のいろんな機関と、何というか諮問機関を作ってやってきたことなんですよ。先ほど農協も入ったらん、商工会も入ったらん、婦人部も入ったらん、青年部も入ったらん、それから自治委員会の入ったらんというようなことを言いますが、とんでもございませぬ、全部入ってます。私さっき言ったでしょう、全部入ってたんです。それをあなたは、今度の6,500のことでええらく強調しておりますけど、そんなもんじゃないでしょう、今まで皆さんが入ってやってきたこの案件なんです。それを議会に諮らんまま中止。と、今言ったことは、今から議会と協議して、あなたになったからやるんですか、我々が今までやってきたことは何だったんですか。何もならんとですか。ね、町民を踏みにじったと一緒ですよ。

それともう1点、あなた大変なことになるんですよ、これは。これだけの、我が町は防衛省、農林省、国土交通省、これ建設省ですね、この3省を、こんな大きな事業を私の一存で止めますと、町民

がそう言っていましたということを書いて、中止をしてください。先ほどちらっと財政課長が言いました。我々も県に調査に行きました。今後の予算は付きませんぞ。我が町はこれがなかったらいかれません。第二の夕張は誰がつくるんですか。これは本当大変なことです。我々はね、あなたをいじめよるんじゃないんですよ。玖珠町をもうこれはどうかして、このままじゃいかんということで、ここで延々と言いはるんですよ。あなたが1人2人の意見、先ほど言うたですね、道の駅の1人2人の意見を聞いた。そんなことで中止されてしまったもんですか。それは悪いという人もおるでしょう。賛成する人も大勢おるんです。運動公園もそうです。あなたの支持者の意見だけじゃいけません。今まで支持をして、運動公園なりふれあい広場なりを支持してくれた皆さんがあつてこそ、こういった議決をやってきたんです、我々、ね。それは1、2の反対者もおりました。土地が高いとか、一等農地だということで言いましたが、先ほどの議案質疑のときも、ひとつも反対もしませんでした。我々は賛同してもらいました。ここにきて、この運動公園というのは、町民に対して、孫、ひ孫に必要なだ。

それからふれあい広場、先ほど、儲けん儲けん、赤字が出る、赤字が出らんように皆で努力しあわにやいかんです。これは我々も燃えちよったんです。町民も燃えちよった。もう既にハウスを建ててる人もおりますよ。できたら売ろうと、出来上がったら売ろうと、喜んで待ちよったんだ。それをたった一言で中止。しかも、多大な玖珠町の一般財源が消えていきますよ。ほかの事業はすべてできんごとなります。補助金も反故になるんですよ。それを入れてくださいよ、頭に。まず私は無理と思えますよ。

○議 長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） 先ほどから私の質問に答えていただいてないし、今、藤本議員からも言われてると思いますが、この議会中にですね、町長の方がこの議会に対して、初めて私達今日聞いちゃうわけですよ。今までは、こういう文書が出て、「止めます、止めます」ということだけしか聞いてません。初めて今、議会に、今、町長が初めて公式の場で私たちに言ってるんですよ。これからこの議会中にですね、どうされるんですか。今考えられてることをお答えください。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） この件につきましては、まず運動公園ですが、諮問委員会を早急に立ち上げたいと思います。これもだんだん案が出てきておりますので、いわば町民の声が本当に届くような形の中で方向性を出していきたいと思っております。

それから、このふれあい広場については、農協をやっぱり引っ張り出させて形を考えていきたいと私は思っております。だから農協がどうしても出らないという形になれば、それはもう再考しなければならぬと思いますが、防衛との関係については、1つの方向性は、防衛と、先ほど話も出ましたが、要は町民との、防衛とが一緒に利用できるような形を考えていきたいな。そうすればいいんじゃないかなと思っておりますが、これもある程度の皆さん方の意見を聞く中で、方向性を出していかないと、私一存で「いや、こうです」ということにはならないと思えます。早急に、それは今すぐという形には取れないかも知れませんが、早急にそういう取り組みをさせていただきますから、おいおい

中間報告も含めて、皆さん方に「こういう方向になっておるよ」ということはご報告を申し上げていきたいと思っております。結論は、勿論議会の議決がないと動かないわけでありますが、ご協力を要請しながら話し合いはしていきたいと思っております。

だから、諮問委員会にも、もしよろしければ先生の代表が1人でも2人でも入っていただければありがたいなとは思っておりますが、そこらあたりもまた協議をさせていただきます。

○議長（片山博雅君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 今、諮問委員会を立ち上げてとかいろいろなことを申されましたけどね、諮問委員会で答えが出るのがいつごろになりますかね。今議会です、議決、採決を採らなならんとすよ。17日までしか日にちはないんですよ。もう議事は、日程は決まってるんです。それに間に合いますか。これ全部そんならあれにしますか、継続審議にしますか。この運動公園にしようが、ふれあい広場、採決を採らないかんです。それをね、諮問委員会とか言うちょっとじゃ間に合いません。そこらはどうですか。

それと、さっき私が言った、3省を相手どって、補助金をあなたは取って来る自信がありますか。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 日程的にはですね、どういうふうにとというのはちょっと言えません。ただ、早急に取り組むをして、少しでも早い時期にお話をさせていただきたいと思っております。どういう方向性を出すかはですね。そして継続審議に、これはもう間に合わんで、どうも出してきた案がよろしくないということで継続審議になれば、それはやらざるを得ないかも知れませんが、そこそこはまだ明確な答弁ではないかも知れませんが、そういうふうには思っております。

それから、後はもう1つは何でしたかね、

○13番（藤本勝美君） 3省相手。

○町長（後藤威彦君） それは勿論防衛省にも話をしておりますし、また、国土交通省にもそういうルートを通じて話はしていきたいと思っておりますから、そういう形の中でやっていきたいと思っております。だからまだ明確な形の中で、もう完全に止めたというときには、それはもう返す方向になるでしょうが、いや、そういう形になると思っておりますが、とにかく今の段階では、もうちょっと時間をいただきたいと思っております。

〔動議を提出します。〕と呼ぶ者あり

○議長（片山博雅君） どうぞ。

○14番（日隈久美男君） これまで議題になっております議案第55号、57号に対して、多くの議員からの質問がありました。

この件に関し、これまで議会でも可決し、着々と進められ、今回の施政方針では中止です。町長の発言を受け、議案第55号と議案第57号は問題であり、議会として調査検討する必要があると思っておりますので、運動公園・ふれあい広場調査特別委員会の設置についてを、本日の日程第3に追加することを提案します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 9 分 休憩

△

午後 2 時 2 2 分 再開

○議 長（片山博雅君） 再開します。

先ほど14番日隈久美男議員より動議が出されましたが、この件については日程の追加ですので、日程第1、議案質疑が終了後の受付といたします。

議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号、平成20年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号から議案第68号までの7議案は、平成19年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、ご承知のとおり決算特別委員会を設置し、付託のうえ審査しますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第62号、平成19年度玖珠町一般会計歳入歳出の決算の認定について、別冊です。

1ページ、平成19年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書から、49ページ、22款町債、歳入最後まで一括して質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、52ページ、歳出、1款議会費から、110ページ、6款農林水産業費最後まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、同じく110ページ、7款商工費から、166ページ、歳出14款予備費、歳出最後まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、167ページ、実質収支に関する調書から、181ページ、基金貸付状況最後まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、議案第63号、平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、別冊の1ページから29ページまで、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、議案第64号、31ページから43ページ、平成19年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、議案第65号、45ページから51ページ、平成19年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） これですね、決算特別委員会になると思うんですけど、町長として、この件につきまして、今後何年間ぐらいで処理をしていきたいと思われてますか。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 状況をまだ私も十分把握しておりませんが、できるだけ早くという形で考えていきたいというふうに思っております。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） これですね、かなり今のままいくとですね、かなりの年数がかかるような状態になると思うんですけど、できるだけ早く町長も考えられてですね、早くこの予算が返済というか、終わるようなふうに考えていただきたいんですが。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） わかりました。その旨一生懸命やりたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長（片山博雅君） 次に進みます。

次に、議案第66号、53ページから64ページ、平成19年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、議案第67号、65ページから115ページ、平成19年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、議案第68号、別冊となっています。平成19年度玖珠町水道事業会計決算の認定について、1ページ、平成19年度玖珠町水道事業決算報告書から、27ページ、企業債明細表まで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） この水道会計がですね、使用される方がだんだん少なくなって、原価の方はだんだん高くなっていってるんですけど、やはり町民福祉の方から町長いつも言われてますが、この件につきましては、もう今後水道料の値上げ等は当分考えないでいけるようなふうに町長考えていらっしゃいますか。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 極力その方向ではしたいと思いますが、特別会計ですから、企業会計でございますので、企業の採算性とかいう問題もありますので、そこらあたりでどういうふうになるのか、ちょっと今のところ予断を許しません、極力そういう方向では考えていきたいと思っております。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） ぜひですね、やっぱりこれは町民のためにも、水道料の値上げとかいうことは決してなさないようなふうにもっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（片山博雅君） 以上で議案質疑を終了いたします。

先ほど、日隈久美男君から、議案第55号、議案第57号について、調査検討特別委員会の設置についてを日程第3に追加することの動議が提出されました。

この動議について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（片山博雅君） この動議は所定の賛成者がありましたので、成立しました。

議案第55号、57号についての調査検討特別委員会の設置についてを、日程第3に追加することの動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（片山博雅君） 起立多数です。

したがって、議案第55号、議案第57号についての調査検討特別委員会の設置についてを日程第3とし、議題とすることの動議は可決されました。

よって、日程第3以下の日程が1つずつ繰り下がります。

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議長（片山博雅君） 日程第2、決算特別委員会の設置について議題といたします。

議会運営委員長から報告がありましたように、平成19年度一般会計並びに各特別会計の決算を審査するため、8名で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ここで委員会構成を協議するため暫時休憩します。議員の皆様は議員控室にお集まりください。

執行部の方々はそのまま暫くお待ちください。

午後2時38分休憩

△

午後2時52分再開

○議長（片山博雅君） 再開いたします。

これより特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

決算特別委員会委員に

- 2 番 工 藤 重 信 君
- 4 番 菅 原 一 君
- 6 番 柳井田 英 徳 君
- 8 番 清 藤 一 憲 君
- 10番 宿 利 俊 行 君
- 12番 高 田 修 治 君
- 14番 日 隈 久美男 君
- 16番 片 山 博 雅

の8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時53分休憩

△

午後2時55分再開

○議 長（片山博雅君） 再開します。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員長に、4番菅原 一君、副委員長に2番工藤重信君が互選されました。

追加日程第3 議案第55号、議案第57号についての調査検討特別委員会の設置について

○議 長（片山博雅君） 追加日程第3号、議案第55号、議案第57号についての調査検討特別委員会の設置についてを議題とします。

動議の提出者の発言を許します。

○14番（日隈久美男君） 理由の説明を提案します。

今議会、議題となっております議案第55号、57号に対して、多くの議員からの質問がありました。

この件に関し、これまで議会でも可決し、着々と進められ、町長の答弁において理解しにくい部分もあり、町長の発言を受け、議案第55号と議案第57号が問題であり、議会として調査検討する必要があると思いますので、運動公園・ふれあい広場調査検討特別委員会の設置についてを提案いたします。

○議 長（片山博雅君） 質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第55号、議案第57号についての調査検討特別委員会を設置することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（片山博雅君） 起立多数です。

よって、議案第55号、議案第57号についての調査特別委員会を設置することは可決されました。

ここで暫時休憩します。議員の方は議員控室にお集まりください。

午後2時57分 休憩

△

午後3時32分 再開

○議 長（片山博雅君） 再開します。

玖珠町議会委員会条例第5条により、インター前ふれあい広場整備事業・運動公園用地取得に問題があるため、10名の委員で構成するインター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会を設置し、議案第55号、議案第57号を付託のうえ、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、10名の委員で構成する議案第55号、議案第57号に対する特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、委員会構成を協議するため、暫時休憩いたします。

午後3時32分 休憩

△

午後3時32分 再開

○議 長（片山博雅君） 再開いたします。

これより特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条の1項の規定により、議長において指名することになっております。

2 番 工 藤 重 信 君

3 番 河 野 博 文 君

4 番 菅 原 一 君

5 番 佐 藤 左 俊 君

- 7 番 松 本 義 臣 君
- 8 番 清 藤 一 憲 君
- 9 番 江 藤 徳 美 君
- 1 1 番 秦 時 雄 君
- 1 3 番 藤 本 勝 美 君
- 1 4 番 日 隈 久 美 男 君

の10名を指名します。

ただ今設置されました特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員において互選することになっております。

ここで暫時休憩いたします。委員の方々は委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

午後3時33分 休憩

△

午後3時33分 再開

○議 長（片山博雅君） 再開いたします。

ただ今設置されました特別委員会の委員長に8番清藤一憲君、副委員長に9番江藤徳美君が互選されました。

日程第4 上程議案並びに陳情の委員会付託（議案第49号から議案第68号、請願1件）

○議 長（片山博雅君） 日程第4、これより上程議案並びに請願の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第49号から議案第68号まで20議案と請願1件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しています付託表のとおりですが、日程第3で設置されました特別委員会に、議案第55号、議案第57号を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第68号の20議案と請願1件は、以上のとおりそれぞれの担当委員会に審査の付託をすることに決しました。

日程第5 玖珠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議 長（片山博雅君） 日程第5、玖珠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、選挙管理委員の任期満了に伴う玖珠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を、地方自治法第182条の1項並びに2項に基づいて行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、玖珠町選挙管理委員会委員の選挙は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

玖珠町選挙管理委員会委員に

帆 足 耕 三 さん

小 田 邦 男 さん

小 田 頼 彦 さん

浅 田 桂 子 さん

の4名を指名いたします。

お諮りします。

ただ今議長において指名いたしました4名の方々を、玖珠町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました4名の方々が玖珠町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員につきましては

秋 好 幸 男 さん

星 野 博 行 さん

須 野 幸 さん

原 孝 芳 さん

の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました4名の方々を、補充員当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました4名の方々が、玖珠町選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

ここで補充員名簿を配布しますので、暫くお待ちください。

お諮りいたします。

補充員の指名推選の場合は、補充員の順序を定めることになっておりますので、お手元の補充員名簿（案）順にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、補充員名簿（案）のとおり、補充員順序を決定いたしました。

○議 長（片山博雅君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日25日から10月13日までは各常任委員会、決算特別委員会、国民体育大会及び議案考察のために休会、一般質問を10月14日、また26日締め切りの質問者数の状況では、15日引き続き一般質問を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、明日25日から10月13日までは各常任委員会、決算特別委員会、国民体育大会及び議案考察のため休会、一般質問を10月14日、また質問者の状況如何で、15日も引き続き一般質問とすることに決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年9月24日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員